

# 電子申告の義務化についてのQ&A

## 平成32年4月からの大法人の電子申告義務化に向けて

大法人の電子申告が義務化されることになりましたが、その取り扱いについては不明な点もあると思います。このほど国税庁より、「e-Tax 義務化についてのQ&A」が公表されましたので、ご紹介させていただきます。対象となる法人については、制度の適用開始までに改正内容を確認の上、電子申告に備えていただきたいと思います。

### Q1 大法人の判定はいつの時点でおこなわれますか？

「大法人」に該当するかどうかは「**事業年度開始の時**」に判定します。  
(注) 消費税の申告において、期間特例を受けている法人の各課税期間の消費税申告についても、「**事業年度開始の時**」に判定します。

### Q2 決算期変更以外で e-Tax 義務化の開始時期 が早くなる場合は？

平成 32 年(2020 年) 4 月 1 日以後に開始する事業年度(課税期間)では、法人税(消費税)において予定(中間)申告(仮決算の場合も含む。)を行う場合、消費税において期間特例を選択している場合などが挙げられます。

### Q3 e-Tax 義務化の対象となった場合は？

所轄税務署長に対し、**e-Tax 義務化の対象法人である旨の届出書を提出**する必要があります。

(参考) ([「e-Tax による申告の特例に係る届出書\(PDF 形式 : 約 223KB\)」](#))

※ 当該届出書は、平成 32(2020)年 4 月 1 日以後使用可能となります。

### Q4 大法人が e-Tax を行わず、書面で申告した場合は？

e-Tax 義務化の対象となる法人が、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出した場合、その**申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象**となります。

(注) 2期連続で法定申告期限内に申告がない場合は、青色申告の承認の取消対象となります。

### Q5 インターネット回線の故障などにより e-Tax ができない場合は？

災害その他の理由によって、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出することが困難な場合には、**所轄税務署長の承認**を得た上で、書面により申告書を提出することで、例外的に申告義務が履行されたものとみなされ、その書面による申告書は有効なものとして取り扱われます。なお、所轄税務署長の承認を得るためには、**事前に申請書を提出**する必要があります。

(参考) ([「e-Tax による申告が困難である場合の特例の申請書\(PDF 形式 : 約 227KB\)」](#))

※ 当該届出書は、平成 32(2020)年 4 月 1 日以後使用可能となります。